

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

市県民税の申告はお早めに!!

問い合わせ 課税課市民税係 ☎内線 3012、白沢支所生活係 ☎内線 32、利根支所生活係 ☎内線 30

申告が必要な人

令和2年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに得た収入を申告するもので、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料になります。申告をしないと各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがありますので、申告が必要な人は必ず3月16日(月)までに申告書を提出してください。

今年1月1日現在、本市に住所があり、令和元年中の収入状況が、次のいずれかに該当する人です。

- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬など)の収入があった人
- ② 給与収入があった人で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
※勤務先へご確認ください
- ③ 給与・公的年金以外の収入があったが、確定申告の必要がない人
- ④ 公的年金の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ他の所得金額が20万円以下で確定申告をしていない人
- ⑤ 収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない人

※申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください

- ⑥ 確定申告の必要はないが、控除を追加することで市県民税が減額になる人

申告が不要な人

- ① 令和元年年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
- ② 給与収入のみで、年末調整済の給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③ 公的年金のみの収入で、控除の申告をしなくても非課税となる人

申告書の提出方法

申告書を自分で作成する人

申告書に次のものを添付の上、郵送または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。

なお、申告書の内容に不明な

沼田税務署

確定申告相談会場のご案内

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

相談受け付け 午前8時30分～午後4時(午前9時
相談開始。提出は午後5時まで)

※午後2時ごろまでに受け付けをお済ませください。

相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります

会場 沼田税務署2階会議室

その他 e-Tax用のID・パスワードをお持ちの人は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Taxで自宅から簡単に申告できます(スマホ・タブレットにも対応)

問い合わせ 沼田税務署 ☎22131へ

点などがある場合は、後日内容の確認をさせていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し

- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し

※通知カードの写しの場合、運転免許証などの身元確認書類の写しも添付してください

- 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

- 申告相談会場で面談をして申告書を提出する人

次のものを持参してください。

- 申告書

- 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード

※通知カードの場合、運転免許証などの身元確認書類も持参してください

- 印鑑(認印)

- 昨年中の収入が分かるもの①②③

- ① 給与収入があった人は、源泉徴収票や給与明細、事業主の支払証明など

- ② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など